

訪問介護の基本報酬の引き下げ中止を求める意見書

第9期介護保険制度改定によって、十分とは言えないが、介護職員の給与の引き上げや全体の介護報酬は1.59%の引き上げが計画されている。しかし、訪問介護については、身体介護や生活援助とも2～3%の基本報酬が引き下げられることになり、介護関係者に衝撃を与えている。「訪問介護はなくてもいいといわれているようだ」「誇りを傷つけられた」と訪問介護事業者は告発している。

厚生労働省は、引き下げの根拠を「介護事業経営実態調査」における訪問介護の収支差率(利益率)が、7.8%と全体の介護サービスの平均を上回ったためとしている。「訪問介護」には、サービス付き高齢者住宅(サ高住)等集合住宅に併設された事業所も含まれ、その利益率は9.9%と高いのは確かである。しかし、地域を1軒ずつ回る従来型の事業所は6.7%と大きな開きがあり、そもそも小規模な事業所が多く、この調査に経営状況が正確に反映されていない可能性もある。また、厚生労働省の調査でも、赤字の事業所が4割以上もあり、報酬が引き下げられれば、事業が継続できなくなる訪問事業所が多数発生することも予測される。少なくとも、従来型訪問事業所と併設型訪問事業所を切り分けるべきである。

ただでさえ、ホームヘルパーは有効求人倍率が15倍を超え、慢性的な人手不足で、しかも高齢化していて新たな人材を確保できず、閉鎖する小規模な訪問事業所が後を絶たない。報酬の引き下げは、それに拍車をかけることになる。

住み慣れた自宅での生活を継続することを希望する人も多く、訪問介護はその方自身と家族の生活を支えるために充実に求められ、事業の継続を困難にする報酬引き下げは行うべきではない。

よって、町田市議会は訪問介護の基本報酬の引き下げ中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。